

第 1 0 6 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 中「国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）」の次に「。以下「法施行令」という。」を加える。

第 1 5 条第 1 項中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 3 0 条第 1 項に規定する退職手当等（同法第 3 1 条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。）に係るもの並びに地方税法第 2 4 条第 1 項に規定する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額（以下「利子割額等」という。）」を「地方税法第 5 0 条の 2 及び同法第 3 2 8 条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第 2 4 条第 1 項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額」に改め、同条第 3 項中「退職手当等に係るもの及び利子割額等」を「地方税法第 5 0 条の 2 及び同法第 3 2 8 条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第 2 4 条第 1 項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額」に改める。

第 1 5 条の 4 第 1 項第 1 号中「見込額」の次に「（法施行令第 2 9 条の 7 第 2 項第 6 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号。以下「省令」という。）第 3 2 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額）」を加える。

第 1 5 条の 1 2 第 1 項第 1 号中「見込額」の次に「（法施行令第 2 9 条の 7 第 3 項第 5 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第 3 2 条の 9 の 2 に規定する方法により補正された後の金額）」を加える。

第 16 条の 4 第 1 項第 1 号中「見込額」の次に「（法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 5 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額）」を加える。

第 22 条第 1 項中「1 月」を「3 月」に改める。

第 25 条を次のように改める。

第 25 条 削除

附則第 3 条中「に所得税法」を「に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」に改める。

附則第 6 条第 2 項中「第 35 条の 2 の 6 第 7 項」を「第 35 条の 2 の 6 第 15 項」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る保険料減額の特例）

第 6 条の 2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得を有する場合における第 19 条の 2 の規定の適用については、この規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険料減額の特例）

第 6 条の 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の適用を受ける場合における前条の規定の適用については、この規定中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第 11 条 平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に
出産したときに支給する出産育児一時金についての第 10 条の規定の

適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは「42万円」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第14条の2、第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第25条の改正規定は公布の日から、第22条の改正規定、附則第6条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定及び次項の規定は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第22条の規定は、平成22年1月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

出産育児一時金の額を一定期間引き上げるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。